

設備・備品等一覧表

設備・備品等の名称 (該当するチェックボックスにレ印をつける。複数チェック可)		確認結果 (○をつける)
1 カーテン等の布類	カーテン等の布類は防炎となっている(防炎の場合にはマーク有り) □カーテン、□布類(棚の荷物を隠すために設置している場合を含む)	可(全部・一部) <input checked="" type="checkbox"/>
2 手洗い場	衛生上の観点から、手洗い・うがいをする設備、トイレ後の手洗いをする設備、コップ等を洗う設備等を別に確保している。 □手洗い・うがいをする設備、□トイレ後の手洗いをする設備、□コップ等を洗う設備、□その他(使用方法:)、 □ペーパータオルを使用、□タオル持参、 □その他(使用方法:)	可(全部・一部)、否
3 各家具	各家具・棚等には転倒防止措置を講じている □L字固定、□突っ張り棒、□壁固定 □その他(使用方法:)	可(全部・一部)、否
4 蛍光灯	蛍光灯は飛散防止対策を講じている □蛍光灯カバー、□飛散防止フィルム、□飛散防止蛍光灯 □LED電球、□その他(使用方法:)	可(全部・一部)、否
5 コンセント	使用しないコンセントには、感電防止対策を講じている。 □シャッター付きコンセント、□コンセントカバー、□その他	可(全部・一部)、否
6 掲示物	掲示物等に、画鋲や小さなマグネット等(児童が口に入れ誤飲する恐れのあるもの)を使用していない、	可(全部・一部)、否
7 出入口	正面玄関・裏口・勝手口等の出入口など、児童の飛び出しが懸念される場所については、飛び出し防止措置を講じている。 □二重ロック、□ペビーゲート設置 □その他(使用方法:正面玄関は両面シリンドラー錠)	可(全部・一部)、否
8 窓	指導訓練室等が2階の場合や、児童の飛び出しが懸念される場所については、窓の二重ロック対策をしている	可(全部・一部)、否
9 戸棚の収納物	戸棚の収納物が落下しないよう、鏡扉などは落下防止措置を講じている □チャイルドロック、□その他(使用方法:)	可(全部・一部)、否
10 戸棚の上など	戸棚の上などに落下の危険がある荷物等を置いている場合は、落下防止措置を講じている	可(全部・一部)、否

記載してください。

2 当該管理者が管理する事業所が複数の場合は、「事業所の名称」欄を適宜複数で、その全てを

備考1 住所・電話番号・自宅の住所を記載してください。

事業所の名称		法人登記簿に記載された同一の法人登記簿		管理者登録	
氏名	高見 ひまみ	生年月日	昭和59年 4月 1日	法人番号	(郵便番号) 196-0021
住所	東京都品川区旗町二丁目22番地26号工場一八九丁目302				
電話番号	090-9676-0136				
主な職務等					
年月～年月	勤務先等	職務内容	勤務社法人	多摩豪音園光明第七保育園人職	平成17年4月
平成22年4月	社会福祉法人多摩豪音園人職	勤労貢献の保育	西八王子市立多摩豪音園人職	平成25年3月	
平成25年4月	武藏村山正徳会二七保育園人職	勤労貢献の保育	一身上の都合による退職	平成26年3月	
平成26年6月	社会福祉法人豪音園人職	勤労貢献の保育	派遣社員として人職	平成26年6月	
平成27年1月	社会福祉法人豪音園人職	勤労貢献の保育	非常勤職員として登録	平成27年1月	
平成29年7月	東京効率式会社人職	勤労貢献の保育	一身上の都合による退職	平成29年7月	
平成30年2月	吉野効率式会社人職	勤労貢献の保育	二ヶ月以上の中継教室内勤務	平成30年2月	
令和2年9月	吉野効率式会社人職	勤労貢献の保育	一ヶ月以上の中継教室内勤務	令和2年9月	
令和3年4月～現在	吉野効率式会社人職	勤労貢献の保育	一ヶ月以上の中継教室内勤務	令和3年4月～現在	
職務履歴書					
資格取得年月日	普通自動車第一種軽免許(AT限定)	平成17年3月	平成30年1月16日	第29-20736号	平成29年度第2回東京都相談支援事業者初任者研修「2日課程」修了
備考(研修等の受講の状況等)	平成30年2月8日 第17-見397号 県立効率式会社運営管理責任者研修 修了 令和元年度東京都計画更新研修及改修費支拂管理責任者更新研修 修了 令和元年8月8日 第2019-D-00719号				

管理者登録

(参考様式3)

記載しておきます。

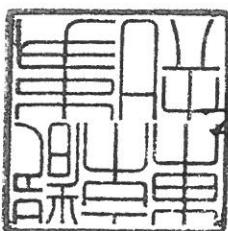
2. 当該管理者が管理する事業所が複数の場合は、「事業所の名称」欄を複数張り、その全てを記載しておきます。

備考1. 住所・電話番号、自宅のもの記載しておきます。

事業所の名称	株式会社東洋建設	所在地	〒100-0021 東京都千代田区麹町二丁目22番地26号工事一 住所	氏名	高見 勝也	生年月日	昭和59年 4月 1日	年月～年月	職務内容	主な職務等	電話番号	090-9676-0136																																				
平成17年4月	多摩産業開発人材育成センター職員	社会福祉法人多摩産業開発人材育成センター職員	西八王子市立長原南保育園へ異動	平成22年4月	西八王子市立長原南保育園へ異動	社会福祉法人多摩産業開発人材育成センター職員	平成25年3月	一身上の都合による退職	武藏村山正徳会社職員	平成25年4月	一身上の都合による退職	平成26年3月	一身上の都合による退職	平成26年6月	派遣社員として入職	平成27年1月	非常勤社員として登録	社会福祉法人多摩産業開発人材育成センター職員	平成27年3月	一身上の都合による退職	平成29年7月	派遣社員として入職	平成30年2月	元老院運営平野義久へ異動	元老院運営委員会社員	平成30年9月	元老院運営委員会社員	保育士	平成30年4月～現在	元老院運営委員会社員	管理看護士	職務取得年月日	平成17年3月	普通自動車第一種軽免許(AT限定)	保育士免許	普通自動車第一種軽免許(AT限定)	備考(既往歴の状況等)	備考(既往歴の状況等)	平成30年1月16日	第29-20736号	平成29年度2回東京都相談支援センター看護「2日課程」修了	平成30年2月8日	第77-見397号	児童発達支援管理責任者研修 様子	平成30年8月8日	第2019-D-00719号	令和元年度東京都第一管轄責任者更新研修及「児童発達支援管理責任者更新研修」修了	備考1. 住所・電話番号、自宅のもの記載しておきます。

児童発達支援管理責任者登録書

(参考様式3)



小池 百合子
東京都知事

令和元年8月8日

(受験料納期間 令和2年度より令和6年度まで)
次回更新研修を終了したる時期日 令和7年3月31日

研修名 令和元年度東京都立文書管理責任者更新研修
凡童器達文書管理責任者更新研修及び〇

終了証明書を記載する。

教科書法、厚生労働省の定めた下記の研修を

生年月日 令和5年4月1日

氏名 高見 いさみ

正書



眞圓事理

力士乃力加厚力以力士之才以小能事者未以才力一力

特定非營利活動法人

平成30年2月8日

管理責任者研修を終了したことを証明する。

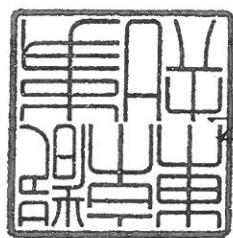
事業者公認会員登録の指定を受けた行方見童癡達支援

方法、厚生労働省が定めた「こどもとくらし」当該研修

生年月日 昭和59年4月1日生

氏名 高見山亨

正書



小池百合子

東京都知事

平成30年1月16日

「2日課程」

平成29年度第2回東京都相談支援事業者研修会
研修名

「日本で学びました」を記入して下さい。

専攻先生、厚生労働省の定めた下記の標準力

生年月日 西暦和59年4月1日

氏名 高見 いさみ

受講證明書

第29-20739号



第5条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。
(営業日及び営業時間)

- 個人支拂金額等の基づき、保護者及び障害児に対する通勤代償金等を行ふ。
- 2名以上
三 品質指導員(保育士含)
一以上の内容の管理を行ふものとする。
一方で、品質管理責任者、個人支拂金額の作成の業務のほか、事業所に対する指定期間後等
品質管理責任者(品質管理責任者) 1名 (管理者と兼務可能)
管理者(事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行ふ)。
一 管理者 1名
第4条 事業所に勤務する職員、員数及び職務内容は次のとおりとする。
(職員の職種、員数及び職務内容)
- 二 所在地 東京都昭島市朝日町一丁目4番3号 SK E12 FB
一名 称 職業(工事運搬員)ハシタケイ
中神教室
第3条 事業所の名称及び所在地、次のとおりとする。
(事業所の名称等)
- 4 常に障害児の状況の確認(把捉)を行うこと、必要に応じて、当該障害児の心身の特性に応じた指定期間後等の基づき、品質管理事務の提供に当たること、指導技術の進歩に対する、
適切な指導技術をもつた者が行うことを目的とする。
3 指定期間後等の基づき、品質管理事務の提供に当たること、指導技術の進歩に対する、
その目的を明確にする。
2 他者(社会福祉士、障害児又はその支援を行なう者)に対する、一方での提供方法等について、理解し充
てられたる場合に、指定期間後等の基づき、品質管理事務の提供に当たること、指定期間後等の基づき、
の実現並びに職務の遂行に必要な知識及び技能の習得に努める。当該障害児の身体及び精神
に対する勧告やアドバイス、及日常生活の適応に対する指導及び訓練を行ふものとする。
第2条 指定期間後等の基づき、品質管理事務の提供に当たること、障害児の日常生活に対する
(重複の方針)(重複の方針)
- 等の基づき、品質管理事務を提供するにあたる目的とする。
事業所の指導員、保育士等(以下「従業者」といふ)。が、障害児に対する、適正な指定期間後
「事業」(以下「事業所」といふ)。における指定期間後等の基づき、従業者に対する、適正な指定期間後等
の基づき、「事業所」(以下「事業所」といふ)。における指定期間後等の基づき、従業者に対する、適正な指定期間後等
の基づき、「事業所」(以下「事業所」といふ)。における指定期間後等の基づき、「事業所」(以下
(事業の目的)

(利用証券売上との留意事項)

(通常の事業の実施地域)(第9条 通常の事業の実施地域は、昭島市、立川市とする。)

• 9

4. 事業所は第2頁の費用(労務費等)欄に当たる額、労務費等、通所給付決定課職員の同意を得て支拂ふ。当該支拂ふ額は費用(労務費等)欄に記載する額である。

前2頁的資料用以驗證該公司是否為合法營業者、且該資料用以驗證該公司是否為合法營業者。

提携機具の貸し出し	費用	一月100円	機器代	一月120円
創作活動用の小物・材料費の実費	実費			
計算用機器(電卓)の実費	実費			
事務所外活動用(印刷)の実費	実費			
GPS測定機器	一日80円			

第9条 指定放課後等力士の一戦、品質管理支援事業者を提供するため協同の実力による基準額による支給、品質管理支援事業者を指定するため協同の実力による基準額による支給等力士の一戦、通所給付決定保護者の実力の負担能力等をもしくは品質管理支援事業者を指定するため協同の実力による基準額による支給等力士の一戦、品質管理支援事業者を指定するため協同の実力による基準額による支給等力士の一戦、各地区市町村が定めた月額負担上限額の範囲内に仕立てること。

日常生活はおもに基本の効率作の指掌、基因生活への適応訓練、その他必要な支援

(指定放課後等学年扫一役又、見量器溝支撐事業の内容)
3案 事業の内容比較の比較も参考です。

第七条 指定見章獎勵及《指定放課後等方案》之「大老闆」為對象者以、重慶身心健康
以外的障礙見才子。

(利用定員)

营养日	休日·视日 (利用者①星期休眠)	土、 春·夏·冬休示	(12/29~1/3 宅除<)
营养时间	休日·视日 (利用者①星期休眠)	土、 春·夏·冬休示	(12/29~1/3 宅除<)
营养时间	休日·视日 (利用者①星期休眠)	土、 春·夏·冬休示	(12/29~1/3 宅除<)
营养时间	休日·视日 (利用者①星期休眠)	土、 春·夏·冬休示	(12/29~1/3 宅除<)

- 2 事業者法、身体拘束等のための対策検討委員会を定期的に開催する。
 3 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。
 4 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。
 5 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。
 6 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。
 7 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。
 8 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。

附 则

- （その他重要な事項）
- 第18条 事業所法、従業者等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとする。また、業務体制を整備する。
 1 研用時研修 研用後2ヶ月以内
 2 従業者法講義上知識を用いる者又は技術の実践の秘密を保持する者に適用する。
 3 従業者法の充実化、業務上如何に得失利用者が又はその家族の秘密を保持する者に適用する。
 4 事務官定法の事項のほか、運営に關する重要な事項は、専門会議が会社を事業所の管理者の協議会で開催する。
 5 事務官定法の実施を保持するに足りず、従業者法の運用規約の内容とする。

- （通常の職場環境維持）
- 第17条 従業者法、適切な指導見習説教等により指揮命令の実施を定期的に開催する。
 1 従業者法の適正化のための指針を定期的に開催する。
 2 身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。
 3 従業者法に対する知識を定期的に開催する。

- （実証的研究）
- 2 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。
 3 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。
 4 事業者法、身体拘束等の適正化のための指針を定期的に開催する。

輔導上專題討論課與定期考勤的內容，三者三方面均為輔導員工作量增加的內容。

1 利用者(人所看)又(技术)的家族力(相貌又)看等(对)对(家)的(家)口(通称先)、相当者
事(姓)所名:臧文清(文清)事(姓)女之一(女)一(女)中(中)中(中)中(中)中(中)
2 家口(通称)时间 千前11时00分~午後5时30分(土、祝日、学校休業日)
3 对(家)事(姓)名:臧文清(文清)事(姓)女之一(女)一(女)中(中)中(中)中(中)
4 其他 事(姓)休業日及(家)口(通称)时间外(家)、留于看等(对)对(家)事(姓)口(通称)
5 相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
(2) 離婚事項
1 相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
2 相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
3 提供(女)一(女)之(家)口(通称)、年月日及(家)口(通称)
4 具体的(家)口(通称)、相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
5 其他(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
(3) 相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
1 相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
2 提供(女)一(女)之(家)口(通称)、年月日及(家)口(通称)
3 女一(女)之(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
4 相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
5 相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
(4) 相貌及(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
1 管理者(家)口(通称)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
2 文書(文書)回答(回答)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
3 市町村(市町村)社會福利機構事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
4 事業者(事業者)改(改)善(改善)點(點)全體員(員)周知(周知)事(姓)休(休)事(姓)休(休)
受(受)托(托)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)事(姓)休(休)

利用者（人所著）又或者是公眾媒體所發表的文章等之類乎之類質的機要

(6) 索標式

(参考模式式6)

利用者(人所著)又該子の家族がいの苦情を解決するための議事の措置の概要

事業所又は施設名	職名又は職務名	申請する事由
----------	---------	--------

3 その他参考事例

おへどの苦情相談窓口
福島市役所福祉保健部 所在地 埼玉県福島市田町一丁目17番1号
障害福祉課障害福祉係
受付時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日、年末年始休休業)
電話番号 042-544-5111

立川市役所福祉保健部 所在地 埼玉県立川市東町1156-1
障害福祉課
受付時間 午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日、年末年始休休業)
電話番号 042-523-2111

福島町役場保健室
所在地 西多摩郡瑞穗町大字箱根ヶ崎233番地
福祉課
受付時間 午前8時30分～午後5時40分
(土・日・祝日、年末年始休休業)
電話番号 042-557-0574

東京都社会福祉協議会 所在地 埼玉郡千代田区神田駿河台1丁目8番11号
福祉センター(北多摩支所)
受付時間 午前8時30分～午後12時
(土・日・祝日、年末年始休休業)
電話番号 03-5283-7020

東京都社会福祉協議会 所在地 埼玉郡千代田区神田駿河台1丁目8番11号
委員会事務局
受付時間 午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日、年末年始休休業)

備考 上の事項(扶助手当を除く)に加え、江北がんこす道直販目表追加し、その内容は以下のとおりです。

「記載」 \rightarrow 「記入」

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

サービス種類		放課後等デイサービス、児童発達支援										事業所・施設名											
定員		前年度の平均実利用者数																					
職種	勤務形態	氏名	第1週					第2週					第3週					第4週					
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
管理者兼用童発達支援責任者	常勤・兼務	高泉 いづみ	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
保育士	常勤・専従	河村涼子	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
児童指導員	非常勤・専従	間嶋雅子	6	6						5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
児童指導員	非常勤・専従	河野友則	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
児童指導員	非常勤・専従	三浦恭子	6	8						5	8	5	8	5	8	5	8	5	8	5	8	5	
児童指導員	非常勤・専従	平石千春	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
児童指導員	非常勤・専従	松下楓奈	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
指導員	非常勤・専従	木村俊夫	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
指導員	非常勤・専従	堀田香理	5							5							5					5	
指導員	非常勤・専従	原美沙子	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
指導員	非常勤・専従	細谷綾乃								5							5				5		
指導員	非常勤・専従	中島智美	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
合計			35	30	35	37	32	32	0	34	29	34	37	32	32	0	34	29	34	37	32	32	0
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数																							
営業時間			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
サービス提供時間			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
40																							

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。

注2 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、（別紙1）「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください（この際、（別紙1）「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。）

注3 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注4 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注5 当該事業所・施設において使用している勤務割合図添付してください。

注6 各事業所・施設において使用している勤務割合図添付してください。

中神教室

ベースマイル

脳を育てる運動療育センター

※協定書の写しを添付してください。

3	診療科名	
	所在地	
	医療機関名	
2	診療科名	小兒科
	所在地	東京都昭島市松原町一丁目2番1号
	医療機関名	医療法人社団 大日会 太陽乙女看護院
1	診療科名	小兒科
	所在地	東京都昭島市松原町三丁目1番1号
	医療機関名	医療法人德洲会 東京西徳洲会病院

所在地 東京都昭島市朝日町一丁目4番3号2階B

事業所名 日本アート 中神教壇
税込販売額 1,000円

協力医療機関ID:0112

参考表

*必須要塞養在前面印刷刷上才可以用LTC格式。

28

3. 領帶的規定的內容並非是法律的規範。美子。

当法人（裏面に記載する役員等を含む。）は、下記の権利を尊重する法第21条の5の1第

姓 名 代書取締役 田久史 由

单卓群恭公区上
利通社 6月

中華書局影印
宋史卷一百一十一

中華書局影印
宋史卷一百一十一

東京都知事

合和四年一月二十日

見董福社法第21条の5の15第3項各号の規定に該当する旨の書類

(三)

台帳記載事項證明

下記の如く相應する証明書を記入せしむ。

1 建築敷地地名地番

昭島市朝日町1-1204-47

2 建物の用途

店舗及工事務所併用共同住宅

建築面積

419.1000 m²

延べ面積

122.1500 m²

階層

589.0800 m²

地上一階

5 地上5階 地下一階

3 建築許可年月日番号

4 建築主氏名 駒井英一
平成4年5月27日

5 檢査許可年月日番号

記載次第

専子
東京都多摩建築指導事務所長

平成27年11月11日 27多摩建一證第 2473号